

荒尾市水道事業包括委託
(第3ステージ)

公募要領

令和7年7月

荒尾市企業局

目 次

第1章 事業の目的と概要.....	1
1 事業の目的	1
2 本書の位置づけ	1
3 本事業の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 履行場所	1
(3) 対象業務	1
4 業務要求水準	3
5 事業期間等	3
6 業務におけるリスク.....	3
(1) リスク分担の基本的な考え方.....	3
(2) 本事業で想定されるリスク.....	3
7 使用する言語、単位及び通貨.....	3
8 遵守すべき関係法令等.....	3
9 見積金額の限度額等.....	4
(1) 見積限度額.....	4
(2) 支払条件	4
10 入札保証金	4
第2章 事業者の選定に関する事項.....	4
1 応募資格に関する事項.....	4
(1) 用語の定義.....	4
(2) 応募事業者の構成等.....	5
(3) 共通の応募資格要件.....	5
(4) 各企業の応募資格要件.....	6
(5) 応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い.....	7
2 プロポーザルの実施スケジュール.....	7
3 応募申込みの手続き.....	8
(1) 公募要領等の資料の公表.....	8
(2) 事業者説明会及び現地見学会の開催.....	8
(3) 質問の受付及び回答.....	9
(4) 応募資格確認申請書の受付.....	9
(5) 応募資格確認結果の通知.....	9
(6) プロポーザルの辞退.....	10
(7) 業務提案書等の受付.....	10
(8) 費用の負担.....	10

(9) プロポーザルの業務提案書の使用等.....	10
(10) プロポーザルに関する留意事項.....	11
(11) プロポーザルの成立.....	11
(12) プロポーザルの中止等.....	11
4 事業者選定手続き.....	11
(1) 委員会の設置.....	11
(2) 審査の方法.....	12
(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	12
(4) 選定事業者の決定.....	12
(5) 選定結果の通知及び公表.....	12
第3章 契約手続き	12
1 契約の締結等	12
(1) 基本契約の締結.....	12
(2) 特別目的会社（SPC）の設立.....	12
(3) 業務委託契約の締結.....	13
(4) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	13
(5) 次順位者との交渉.....	13
(6) 契約に要する費用の負担.....	13
第4章 その他	13
1 必要事項等の追加.....	13
2 応募事業者の名称の公表.....	13
3 問合せ先	13

【公募要領添付資料】

- 添付資料（1）業務要求水準書
- 添付資料（2）事業者選定基準
- 添付資料（3）基本契約書（案）
- 添付資料（4）業務委託契約書（案）
- 添付資料（5）提出書類作成要領及び様式集

第1章 事業の目的と概要

1 事業の目的

荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）（以下、「本事業」という。）は、荒尾市（以下、「市」という。）の上下水道事業について、公共性を担保しながら民間のノウハウを最大限発揮させることで、将来にわたって安定的に事業を継続し、市民への上下水道サービスの維持向上を図るため、包括委託を実施するものである。

また、本事業は、民間の経営ノウハウの活用による市上下水道事業の効率化を目指すとともに市内経済の活性化に寄与することにも期待するものである。

具体的には、窓口業務、料金徴収等のお客さま対応や水源地等の水道施設の運転管理、保守点検、施設再構築計画、アセットマネジメント等、さらには水道施設工事の発注及び施工を含む水道事業に係る業務及び排水設備に関する業務等を包括的に事業者へ委託し、事業者による経済原理に基づく経営手法を活かすと同時に、上下水道事業の運営ノウハウを事業者が習得し継承することで市上下水道事業の安定的な事業の継続を図るものである。

そこで、本事業の遂行能力を有する民間事業者の中から、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績及び信頼性を有する優れた者を、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定を行う。

2 本書の位置づけ

本公募要領（以下、「本書」という。）は、プロポーザルを実施するに当たり、本事業への応募を希望する事業者を対象に交付するものであり、以下の添付書類は本書と一体のものである（以下、「公募要領等」という。）。

- 添付書類（1）業務要求水準書
- 添付書類（2）事業者選定基準
- 添付資料（3）基本契約書（案）
- 添付資料（4）業務委託契約書（案）
- 添付資料（5）提出書類作成要領及び様式集

3 本事業の概要

（1）事業名称

荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）

（2）履行場所

- ① 事務所 荒尾市増永 1903 番地 荒尾市企業局内
- ② 履行区域 荒尾市水道事業給水区域及び荒尾市公共下水道処理区域

（3）対象業務

本事業対象業務は次に掲げるものとし、各業務に関する詳細は「添付書類（1）業務要求水準書」に定めるものとする。

①経営及び計画支援業務

- ・ 経営補助業務
- ・ 中長期計画の更新業務
- ・ 調査、問合せ対応及び補助業務

②管理支援業務

- ・ 庁舎管理業務
- ・ 総務関連補助業務
- ・ 財務関連補助業務
- ・ 技術継承支援業務
- ・ 立入検査等対応業務
- ・ 見学者等対応業務

③営業業務

- ・ 窓口業務
- ・ 検針業務
- ・ 開閉栓業務
- ・ 調定及び収納業務
- ・ 滞納整理業務

④設計建設業務

- ・ 工事等業務

⑤維持管理業務

- ・ 水源地等運転監視制御業務
- ・ 水質検査業務
- ・ 調達品管理業務
- ・ 点検及び修繕業務
- ・ 漏水調査業務
- ・ 量水器取替業務
- ・ 図面等の管理及び更新業務
- ・ 環境対策及び安全衛生管理業務
- ・ 貯水槽水道に係る業務
- ・ 専用水道に係る業務
- ・ 給水装置関連業務
- ・ 排水設備に関する業務

⑥危機管理対応業務

- ・ 事前対応
- ・ 災害発生時の対応
- ・ 災害対策訓練等
- ・ 災害対策用資機材の管理

- ・ 事故時対応
- ・ その他の危機管理対応

4 業務要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等及び受託事業者が満たすべき業務の水準は、「添付書類（１）業務要求水準書」に示す。受託事業者による業務開始後、民間企業としての経験と創意工夫に基づく受託事業者からの提案が、現行の要求水準と比較し、より効率的かつ効果的に実施されると判断された場合には、協議により業務要求水準書に反映するものとする。

5 事業期間等

本事業の事業期間は、令和８年４月１日から令和１８年３月３１日までとする。ただし、市（又は前受託事業者）から受託事業者への業務引継ぎに要する期間は、包括委託範囲に引継ぎ期間として含めるものとし、引継ぎ期間は、業務委託契約締結の日から令和８年３月３１日までとする。

6 業務におけるリスク

（１）リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。市と受託事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務について、そのリスクを負担するが、不可抗力等いずれの当事者の責にも帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

（２）本事業で想定されるリスク

本事業で想定されるリスクの分担については「添付書類（４）業務委託契約書（案）」によることとし、応募事業者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。

7 使用する言語、単位及び通貨

使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨は円とする。

8 遵守すべき関係法令等

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

9 見積金額の限度額等

(1) 見積限度額

本事業の見積金額の上限額は、11,804,068,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、見積に当たっては、収益的支出（主に経営・計画支援業務、管理支援業務、営業業務、維持管理業務及び危機管理対応業務に関わる費用）と資本的支出（主に設計建設業務に関わる費用）のそれぞれについて見積もることとし、それぞれの見積限度額は下記のとおりである。

ア 収益的支出見積限度額 3,633,327,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

イ 資本的支出見積限度額 8,170,741,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(2) 支払条件

市は、「添付書類（４）業務委託契約書（案）」に従い、履行する業務等に対し、その対価を受託事業者を支払う。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

第2章 事業者の選定に関する事項

1 応募資格に関する事項

(1) 用語の定義

応募事業者：本事業に応募する事業者をいう。

応募企業：応募事業者のうち、単独で応募する企業をいう。

応募グループ：応募事業者のうち、複数の企業等により応募するグループをいう。

構成企業：応募グループを構成する企業等をいう。

代表企業：構成企業のうち、当該グループを代表する企業等をいう。

出資予定企業：構成企業のうち、本事業の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資する企業等をいう。

協力企業：構成企業のうち、SPCに出資しない企業等をいう。

選定候補者：荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）の審査において、総合得点が最も高い点数の提案をした応募事業者をいう。

選定事業者：委員会の審査結果を受けて、市が本事業の契約の相手方に決定した応募事業者をいう。選定事業者は市との間に本事業に係る基本契約を締結する。

受託事業者：市と本事業の業務委託契約を締結し、本事業を遂行する事業者をいう。

(2) 応募事業者の構成等

- ア 応募事業者の形態は、応募企業又は応募グループのいずれも可とする。
- イ 応募グループで応募する場合は、代表企業1者を定めることとする。
- ウ 応募グループで応募する場合、代表企業は、本事業の応募に係る手続のすべてを行う。
代表企業以外の構成企業が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。
- エ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- オ 本事業に係る応募資格確認のための申請書類(以下、「応募資格確認申請書」という。)提出後から選定事業者との基本契約締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、業務提案書の提出期限までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- カ 応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。なお、荒尾市管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものとする。
- キ 応募グループは、本事業において管路の布設工事に関する業務については第3章1の(2)に定めるSPCから、以下の条件を満たす企業を優先して活用するように努めなければならない。
 - ①荒尾市内に本店を有すること。
 - ②建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、水道施設工事について建設業の許可を受けていること。
- ク 応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業(荒尾市管工事協同組合は除く)は、他の応募企業及び応募グループの構成企業となることはできない。

(3) 共通の応募資格要件

応募企業又は応募グループの構成企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 「荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)がなされていない者であること。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て

(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。) がなされていない者であること。

- オ 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- キ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- ク 本事業の事業者選定支援業務受託者、当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。
本事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
 - ・ EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
 - ・ 株式会社日水コン
 - ・ 弁護士法人関西法律特許事務所
- ケ 本事業の事業者選定委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
- コ 九州地区内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

（４）各企業の応募資格要件

応募事業者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

- ア 「経営及び計画支援業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。
- イ 「設計建設業務」の実施を担う者は、技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。
- ウ 「設計建設業務」の実施を担う者は、応募資格確認基準日において、建設業法に規定する最新の総合評価値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評価値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について1,000点以上、電気工事について1,000点以上、土木一式工事について1,000点以上及び建築一式工事につ

いて1,000点以上であること。また、複数企業の場合は当該企業全体で上記の要件を満たすこと。

- エ 「水源地等運転監視制御業務」の実施を担う者は、令和6年度末までに日本国内において、事業体が経営する水道事業及び水道用水供給事業における浄水施設の運転管理業務が5年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。
- オ 「給水装置関連業務」の実施を担う者は、給水装置工事主任技術者の資格を有していること。但し、資格者がいない場合は、業務開始後に「給水装置関連業務」の実施を担う者が資格を取得すること。
- カ 「排水設備に関する業務」の実施を担う者は、排水設備工事責任技術者の登録を行っていること。但し、資格者がいない場合は、業務開始後に「排水設備に関する業務」の実施を担う者が資格を取得し、排水設備工事責任技術者の登録を熊本県で登録すること。

(5) 応募事業者が応募資格を喪失した場合の取扱い

- ア 応募資格確認基準日（応募資格確認申請書の提出期限日）から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が第2章1の(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。
- イ 業務提案書提出日から選定事業者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が第2章1の(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。
- ウ 選定事業者決定日から基本契約の締結日までの間に、選定事業者（グループの場合はその構成企業）が第2章1の(3)及び(4)の応募資格を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、選定事業者は失格とならず、当該選定事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

2 プロポーザルの実施スケジュール

本事業のプロポーザルは、以下の日程で行う。

公募要領等の公表	令和7年7月9日
説明会及び現地見学会参加申込	令和7年7月22日まで
事業者説明会及び現地見学会の開催	令和7年7月24日、25日
質問の受付	令和7年7月9日から8月1日まで

質問の回答(応募資格に関する質問については、随時回答)	令和7年8月29日
応募資格確認申請書の受付	令和7年9月3日まで
応募資格確認結果の通知	令和7年9月12日まで
業務提案書等の提出期限	令和7年10月10日まで
提案内容を説明する動画を収録したDVD等の提出期限	令和7年10月17日まで
ヒアリング	令和7年11月上旬
選定事業者の決定	令和7年11月上旬
選定事業者の公表及び結果通知	令和7年11月上旬
基本契約の締結	令和7年12月
特別目的会社（SPC）の設立 ¹	令和7年12月
業務委託契約の締結	令和7年12月
引継ぎ期間	業務委託契約の翌日から令和8年3月31日まで
事業開始	令和8年4月1日0時から

(注) 応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

3 応募申込みの手続き

応募事業者は、以下の手続きに従うものとする。

(1) 公募要領等の資料の公表

公募要領等資料は、市のホームページで公表する。

(2) 事業者説明会及び現地見学会の開催

応募事業者に対して以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会に出席する者は、事前に申込みを行う。

- ア 開催日時 ①令和7年7月24日（木）午前9時30分から
 ②令和7年7月25日（金）午前9時30分から

イ 場 所 荒尾市増永 1903 番地
 荒尾市企業局会議室

ウ 現地見学会

- ① 令和7年7月24日（木）10:00～12:00、13:00～17:00
② 令和7年7月25日（金）10:00～12:00、13:00～17:00

上記の日時にて、現地見学会を実施する。各水源地の地図は当日説明会時配布する。

エ 申込方法

¹ 市が認めた場合は、SPC の設立を行わないことができる。詳細は、第3章 -1 - (2) 参照のこと。

参加希望者は、「事業者説明会及び現地見学会参加申込書（様式V-1-1）」に必要事項を記入の上、「第4章3 問合せ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。申込期間は公募要領等の公表後から令和7年7月22日（火）午後5時までとする。なお、事業者説明会及び現地見学会参加者は1社あたり3名までとする。

オ 注意事項

事業者説明会会場において、実施方針公表時に提示した「荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）公募要領公表後に応募予定事業者へ提供予定の参考資料一覧」に掲載した参考資料をDVDで配布するので、希望者は説明会応募時に申し込むこと。なお、当該DVDの受け取りには、「誓約書（様式V-1-2）」及び未開封のDVD1枚と引き換えとする。

事業者説明会に不参加で、参考資料を希望する事業者は、令和7年7月22日（火）までの間に「第4章3 問合せ先」まで電話連絡の上、市が指定する日時（24日の説明会終了後から翌25日午後5時までのいずれか）に来庁して受け取ること（郵送及び電話連絡当日の配布は行わない）。

また説明会では質疑回答の機会は設けない。

（3）質問の受付及び回答

質問の内容を簡潔にまとめ、「公募要領等に関する質問書（様式V-2）」に記入の上、令和7年7月9日（水）から8月1日（金）午後5時までに「第4章3 問合せ先」に電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

質問への回答は、令和7年8月29日（金）に市のホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。再質問は受け付けない。

（4）応募資格確認申請書の受付

応募事業者は、応募資格確認申請書を、次のとおり提出すること。なお、提出書類の作成については、「添付書類（5）提出書類作成要領及び様式集」に従うこと。

ア 提出日

令和7年9月3日（水）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 提出方法

「第4章3 問合せ先」に提出日時を事前に電話により調整し、持参、若しくは郵送（書留）により提出すること。

（5）応募資格確認結果の通知

応募資格確認結果については、応募事業者に対し、令和7年9月12日（金）までに「応募資格確認結果通知書」により通知する。なお、応募資格を有していないと認められた応募

事業者に対しては、理由を付して通知を行うものとする。

応募資格確認結果の通知により、応募資格を有していないとされた応募事業者は、市に対して「応募資格確認結果に関する説明要求書（様式V-3）」により、説明を求めることができ、市は、当該応募事業者に対して「応募資格確認結果に関する説明要求回答書」により回答する。

ア 応募資格確認結果に関する説明要求書の提出方法

「第4章3 問合せ先」に持参により提出すること。

（6）プロポーザルの辞退

応募資格確認申請書を提出した応募事業者が応募を辞退する場合は、業務提案書等の提出期限日までに「応募辞退届（様式V-4）」を持参により「第4章3 問合せ先」へ提出すること。

（7）業務提案書等の受付

市より応募資格を有する旨の通知を受けた応募事業者は、業務提案書等を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

提出書類の作成については、「添付書類（5）提出書類作成要領及び様式集」に従うこと。

イ 提出日

令和7年10月10日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）。ただし、提案内容を説明する動画を収録したDVD等（以下、「DVD等」という。）については、令和7年10月17日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く）。

ウ 提出方法

「第4章3 問合せ先」に提出日時を事前に電話により調整し、持参、又は郵送により提出すること。郵送とする場合は配達証明など市への到着確認は応募事業者が責任をもって行うこと。

（8）費用の負担

プロポーザルに係る費用については、全て応募事業者の負担とする。

（9）プロポーザルの業務提案書の使用等

ア 応募事業者から提出された業務提案書及びDVD等は返却しない。なお、選定事業者以外の業務提案書及びDVD等は、市で責任をもって処分する。

イ 応募事業者（プロポーザルを辞退した者も含む。）は、市が提供する資料を本プロポ

ーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

- ウ 提出された業務提案書等（DVD等含む）の著作権は応募事業者に帰属するが、公表、展示、その他市が必要と認めるときは、市はこれを無償で利用できるものとする。

（10）プロポーザルに関する留意事項

ア 提出書類及びDVD等の書換え等の禁止

応募事業者は、提出期限以降における提出書類及びDVD等の差換え及び再提出をすることができない。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

イ 失格要件

応募事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ① 提出方法、提出期限又は様式に適合しないもの
- ② 提出書類及びDVD等に虚偽の記載があるもの
- ③ 見積書の記名押印及び金額の記載がないとき又は金額を訂正したとき
- ④ 見積書記載の金額、記名、件名又は印影が認知しがたいとき
- ⑤ 談合その他不正の行為があったと認められるもの
- ⑥ その他不適当と認めるもの

（11）プロポーザルの成立

プロポーザルは、応募事業者が1者となった場合も行うことができる。

（12）プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又は中止等の対処を図る場合がある。

4 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「添付書類（2）事業者選定基準」に示す。

（1）委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たって、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「荒尾市水道事業包括委託（第3ステージ）事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会の委員の氏名及び所属は、選定事業者の決定後に公表する。

（２）審査の方法

審査の方法の詳細は「添付書類（２）事業者選定基準」のとおりとする。

市は提案内容の確認のために必要と判断した場合に、応募事業者に対して提案内容の詳細を求め、場合によっては追加提案資料として提出させることがある。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

市は提案内容の確認のため、応募事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションについては、DVD等の視聴により実施するものとする。ヒアリングの実施時期は、令和７年１１月上旬（予定）とし、日時、場所等を事前に応募事業者へ通知することとする。

（４）選定事業者の決定

委員会は「添付書類（２）事業者選定基準」に従い選定候補者を選定する。市は委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定するものとする。

（５）選定結果の通知及び公表

市は、委員会における審査及び選定の結果をとりまとめて、速やかに応募事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は、「添付書類（２）事業者選定基準」に示す提案価格評価点、及び業務提案評価点とし、業務提案評価として各評価項目の得点も併せて公表とする。事業者名は選定事業者名を公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

第３章 契約手続き

１ 契約の締結等

（１）基本契約の締結

市と選定事業者は基本契約を締結する。

（２）特別目的会社（ＳＰＣ）の設立

選定事業者は、業務委託契約の締結前までに、本事業を実施する事業者である特別目的会社（以下、「ＳＰＣ」という。）を設立する。但し、市が認めたときは、選定事業者は新たにＳＰＣを設立することを要しない^２。なお、ＳＰＣは、会社法に定める株式会社とし、本店所在地は熊本県荒尾市内とする。

応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業は、ＳＰＣに対して出資することとし、選定事業者以外からの出資は認めない。応募グループの場合、代表企業の株式保

^２ 市は、原則として、ＳＰＣとする既存の会社における定款に記載された事業目的が本事業の目的に合致しており、かつ、応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業全てが当該会社の本議決権株主であるとともに、それ以外の者が本議決権株主となっていないときは、かかる承認をすることを想定している。

有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超える保有割合を維持するものとする。

なお、S P Cの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

（３）業務委託契約の締結

市とS P Cは業務委託契約を締結する。

（４）契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

基本契約及び業務委託契約及び業務委託契約に附随する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は、誠意をもって協議する。

（５）次順位者との交渉

市は、選定事業者が基本契約及び業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった応募事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

（６）契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て選定事業者の負担とする。

第４章 その他

１ 必要事項等の追加

本書に定める事項以外にプロポーザルの実施に当たって、必要な事項が生じた場合には、応募資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また、応募資格確認結果の通知後においては応募事業者に書面にて通知する。

２ 応募事業者の名称の公表

市は、応募事業者の名称を公表しない。

３ 問合せ先

荒尾市企業局総務課

ア 所在地 〒864-0032 荒尾市増永 1903 番地

イ 電話番号 0968-64-3350

ウ 電子メール kigyous@city.arao.lg.jp